

三島市中小企業経営革新事業費補助金交付基準

最終改正 令和6年4月1日

1 目的

静岡県が承認する経営革新計画を実施する市内中小企業を支援することにより、市内産業の活性化を図る。

2 補助対象企業

- (1) 三島市内に事業所を有していること。
- (2) 平成23年4月1日以降に静岡県に経営革新計画を承認または変更承認されていること。

3 補助対象事業

- (1) 静岡県に承認された経営革新計画に従って行われる事業。
- (2) 補助を受けようとする年度に実施する事業。

4 補助対象経費及び補助率等

(1) 補助対象経費

- ① 経営革新事業に要する経費のうち、補助を受けようとする年度に実施する事業に要する経費。ただし、静岡県等の他団体から補助を受けている場合、補助の対象外とする。
- ② 補助対象経費は、静岡県の定める中小企業等収益力向上事業費補助金公募要領に準ずるものとする。ただし、下記の経費は対象外とする。

【補助対象外の経費】

▶汎用性の高い物品や備品、機材等の購入に係る経費

※経営革新計画に従って行われる事業以外にも使用される可能性が高いと判断されるものは除く。

▶人件費

▶消費税

- ③ その他市長が必要と認める経費

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

※但し、経過措置として、令和2年3月31日までに、初回の交付申請が行われた経営革新事業については、補助率を3分の2以内とする。

(3) 補助上限額

- ① 平成30年3月31日までに経営革新計画の承認を受けた事業

1 計画あたり 100 万円とする。ただし補助金額が上限額に達しない場合、その差額を翌年度以降の補助上限額とする。

② 平成 30 年 4 月 1 日以降に経営革新計画の承認を受けた事業

1 中小企業者につき 1 計画あたり 100 万円とする。ただし補助金額が上限額に達しない場合、その差額を翌年度以降の補助上限額とする。

③ 補助対象経費区分における上限額の設定について

次に掲げる経費については、経費区分ごとに上限額を設定する。

➤ 会場整備費（出展小間料）：上限 20 万円

5 申請

申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- ① 事業計画書(別紙 1 のとおり)
- ② 収支予算書(別紙 2 のとおり)
- ③ 県に提出した経営革新計画申請書の別表 1～4
- ④ 見積書の写し(展示会等の出展に要する経費で、申請時に出席費用が未定の場合は支出見込計算書)
- ⑤ 経営革新計画承認書の写し
- ⑥ 展示会等に出展する場合は、展示会等の概要がわかる書類
- ⑦ 補助対象経費に宿泊費または航空運賃が含まれる場合は、旅行行程表

6 完了報告

完了報告書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- ① 事業報告書(別紙 3 のとおり)
- ② 収支決算書(別紙 4 のとおり)
- ③ 領収書の写し
- ④ 事業の成果がわかる写真もしくは成果物
- ⑤ 補助対象経費に航空運賃が含まれる場合は、復命書及び半券の写し

7 支払方法

完了報告後の後払いとする。

8 添付書類について

支出見込計算書、旅行行程表、復命書は様式を定めないが、以下の事項を記載すること。

- 支出見込計算書：展示会等の名称、開催日時、場所、出展の目的、費用の総額(見込)及び内訳

- 旅行行程表：日時、目的地、旅行の目的、交通手段、費用の総額及び内訳
- 復命書：日時、目的地、旅行の目的、交通手段、費用の総額及び内訳

9 その他

令和2年4月1日より三島市中小企業経営革新事業費補助金交付要綱が改正され、補助率が変更となりました。